

## 議案第 3 号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備  
に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
の制定について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する  
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定す  
る。

令和 6 年 2 月 1 3 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備  
に関する法律の施行に伴い、関係条例を整理するものです。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(白井市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 白井市水道事業給水条例（平成10年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

第20条の3第1項中「第3項」を「次項」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を削る。

第32条第2項ただし書中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

第35条第1号中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

(白井市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正)

第2条 白井市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成24年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中白井市水道事業給水条例第20条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

(白井市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に水道技術管理者となる資格を有する者は、第2条の規定による改正後の白井市水道事業の布設工事監督

者及び水道技術管理者の資格等に関する条例第4条に規定する水道技術管理者となる資格を有する者とみなす。

議案第3号資料

○生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
 条例

(第1条関係) 白井市水道事業給水条例(平成10年条例第4号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(給水装置の新設等の申込)	(給水装置の新設等の申込)
<b>第4条</b> 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。	<b>第4条</b> 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。
(略)	(略)
(設置者の責任)	(設置者の責任)
<b>第20条の3</b> 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。	<b>第20条の3</b> 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。第3項において同じ。)の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
2 _____簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。	2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。
(略)	(略)
(給水装置の基準違反に対する措置)	(給水装置の基準違反に対する措置)
<b>第32条</b> (略)	<b>第32条</b> (略)
2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。	2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。
(略)	(略)
(罰則)	(罰則)
<b>第35条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。	<b>第35条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者	(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
(略)	(略)

(第2条関係) 白井市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例(平成24年条例第30号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(水道技術管理者の資格)	(水道技術管理者の資格)

**第4条** 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(略)

**第4条** 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(略)